

宗像セントラルフットボールクラブ規約

2010年8月29日

宗像セントラルフットボールクラブ

第1章 総則

【名称およびカテゴリー】

第1条 本クラブは、宗像セントラルフットボールクラブ（略称：宗像セントラルFC）と称し、ジュニアおよびジュニアユースにおいて活動を行う。

【目的】

第2条 幼児・児童・生徒の個性を生かすとともに、年齢や体力等に応じたサッカーの専門的・科学的な指導を通して、サッカーを生涯にわたって愛好する心と確かな技能、および的確な判断力を育て、心身の調和的発達をめざす。

【参加対象者および資格】

第3条 本クラブの参加対象者およびその資格を次のように定める。

- (1) サッカーを愛好し、本クラブの活動に参加可能な宗像市およびその周辺地域在住の幼児・児童・生徒で、保護者が本クラブの目的および育成コンセプトに賛同した者
- (2) 本人・保護者承認の上、別途定める「入会申込書」および「入会誓約書」をもって申請し、代表により承認された者

※ 試合等に影響するため、他サッカークラブ等との重複参加活動は、原則として認めない。

第2章 代表

【代表の役割】

第1条 代表は、本クラブの最高責任者であり、クラブの目的を達成するために、指導者、保護者および事務局、運営委員と協力してクラブ全体の運営に当たる。

第3章 指導者

【指導者の役割】

第1条 指導者は、本クラブの目的を達成するために、次の項目について留意しながら指導するとともに、会員、保護者および事務局、運営委員と協力してチームの指導に当たる。

- (1) 科学的・専門的な指導とその技術の向上
- (2) 幼児・児童・生徒の体力や能力に応じたトレーニングメニューとスケジュールの作成
- (3) 対外試合等の調整
- (4) 予見できる危険の排除と安全確保
- (5) 各サッカー協会との連絡調整

なお、指導者は可能な限り未然に事故発生の防止に努めるが、万一の偶発事故に対して、本クラブはスポーツ安全保険の範囲において賠償を行うものとする。また、指導者の任命・罷免は代表が行うものとする。

第4章 事務局

【事務局の役割】

第1条 事務局は、本クラブの運営を統括し、活動を効率的に遂行するための支援機関であり、指導者および保護者、運営委員と協力しながら次の項目について、計画、管理、遂行、改善を行う。
なお、事務局の補佐・助言機関として、必要に応じて事務局補佐を数名置くことができるものとする。

- (1) 運営の統括
- (2) 運営委員会の招集、提案、進行および記録
- (3) 登録に関する事
- (4) 名簿の管理
- (5) 渉外に関する事
- (6) スケジュール管理
- (7) 教育大との連携
- (8) 会員の獲得に関する事
- (9) その他活動および運営に関する事

【事務局の構成】

第2条 事務局は、本クラブの運営に関心のある保護者あるいは第三者で構成し、公募もしくは指導者・保護者の推薦により代表の承認を得たものとする。

【事務局の役員】

第3条 事務局に次の役員を置く。ただし人数はこの限りではない。また、兼務することができるものとする。

事務局長（1） 副事務局長（1） 書記（1） 登録（1） 渉外（1）
スケジュール管理（1） 教育大連携（1）

【事務局の任期】

第4条 事務局の任期は1年とし、再任は妨げない。

第5章 運営委員会

【運営委員会の役割】

第1条 運営委員会は、本クラブの活動を効率的に遂行するための支援機関であり、指導者および保護者と協力しながら次の項目について計画、管理、遂行、改善を行う。

- (1) 入会、退会、休会の手続き
- (2) 連絡に関する事
- (3) 会計に関する事
- (4) スポーツ安全保険の手続き
- (5) 広報に関する事
- (6) その他関係機関との連絡調整

なお、運営委員会は代表または事務局長の招集の下、定期的を開催するものとする。また、運営委員会は保護者に対し、これら庶務事項の報告や意見集約を適宜行うものとする。

【運営委員会の構成】

第2条 運営委員会は、本クラブの運営に関心のある保護者あるいは第三者で構成し、公募もしくは指導者・保護者の推薦により代表の承認を得たものとする。

【運営委員会の役員】

第3条 運営委員会に次の役員を置く。ただし人数はこの限りではない。また、兼務することができるものとする。

- ジュニア窓口（1） ジュニア連絡（1） ジュニア会計（1）
 ユース窓口（1） ユース連絡（1） ユース会計（1） 安全保険（2） 広報（2）

【運営委員の任期】

第4条 運営委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

第6章 保護者

【保護者の役割と義務】

第1条 保護者は、本クラブの目的を支援するために、指導者、事務局、運営委員および保護者相互間において連携して活動の支援に努めるとともに、次の項目についての義務を有する。

- (1) スポーツ安全保険への加入
- (2) 会費等諸費用の納入
- (3) 活動会場までの往復の安全確保
- (4) 所有物の管理等会員の指導

第7章 経費

【会費】

第1条 会費を以下のように定め、保護者から徴収し、運営委員会において管理し、ジュニアおよびジュニアユースそれぞれの活動・運営費用として活用する。なお、費用は別表1の通りとする。

- (1) 入会金
- (2) 月会費
- (3) スポーツ安全保険料
- (4) 個人登録料
- (5) チーム登録料（ジュニアユースのみ）
- (6) 維持管理費（ジュニアユースのみ）

	幼児	小学1～3年生	小学4～6年生	中学生
入会金 (入会時)	1,000 円			1,000 円 ※ジュニアからの継続の場合は不要
月会費 (月額)	500 円	1,000 円	1,500 円	4,000 円 ※中学3年生はまで徴収、以降は会費不要 で自由参加 ※兄弟減免：第二子以降は 3,000 円
スポーツ安全保険料 (年額)	600 円			600 円
個人登録料 (年額)			1,300 円 ※基本的に6年生のみ	1,500 円
チーム登録料 (年額)				年度ごとに会員数で分割
維持管理費 (年額)				10,000 円 ※半期 5,000 円×2回（4月・10月） ※中学3年生は4月のみ徴収

【運営および活動経費】

第2条 指導者および事務局員、運営委員、その他支援者にかかる経費については運営経費として取り扱うものとする。(別紙「宗像セントラルフットボールクラブ経費規定」参照)また、ジュニア、ジュニアユースの運営経費および活動経費のうち、共用するものの経費については、その配分を活動に応じて定める。なお、その他不測の経費については、運営委員会で検討した上で代表の承認を得て決定する。

【会計監査】

第3条 本クラブの経理を監督するため、ジュニア、ジュニアユースに各々2名の監査委員を置く。監査委員は公募とし、代表の承認を得た者とする。なお、各々の監査委員のうち最低1名は、ジュニア、ジュニアユース互いの保護者もしくは第三者から選出するものとする。

第8章 入会等

【入会】

第1条 入会希望者およびその保護者は、代表に相談の上、別途定める「入会申込書」「入会誓約書」「および「スポーツ安全保険支払い領収書」を提出する。(入会完了)入会期日は、当月15日までの入会完了を当月入会とし、16日以降の入会完了は次月入会として取り扱うものとする。

【休会】

第2条 会員およびその保護者は、代表もしくは指導者に相談の上、休会の手続きを行う。休会は1ヶ月以上6ヶ月以下の範囲とし、月会費は免除する。なお、休会について相談がない場合は、退会とみなすものとする。

【退会】

第3条 会員およびその保護者は、代表もしくは指導者に相談の上、退会の手続きを行う。退会の手続きについては、別途定める「退会届」を提出し(退会完了)、未納金については速やかに支払うものとする。退会期日は、当月15日までの退会完了を前月退会とし、16日以降の退会の退会完了は当月退会として取り扱うものとする。

第9章 規約等

【規約の改正】

第1条 本規約の改正については、指導者、事務局、運営委員および保護者からの提案により、代表の承認を得て行うものとする。

【関連文書】

第2条 本規約に関連する文書を以下のように定め、事務局で管理する。

- (1) 宗像セントラルフットボールクラブ経費規定
- (2) 宗像セントラルフットボールクラブ 福岡教育大学サッカー部ボランティア活動規定
- (3) 宗像セントラルフットボールクラブ活動要綱
- (4) 入会届
- (5) 入会誓約書
- (6) 退会届

・付則 本規約は、2006年4月1日より発効する。